

第 1 部
総 則

第1章 計画の基本理念 災害に強い都市構造の形成

～災害に強いまち・防災都市多摩をめざして～

- 「災害に強い都市構造の形成」と「災害に強い市民を育成」とともに、公園などの都市空間の確保や市街地の不燃化・難燃化の促進等「都市の安全化」を図り、災害に強いまち・防災都市多摩を実現する。
- 計画の基本理念である災害に強いまち・防災都市多摩をめざすためには、多摩市を「災害に強い都市構造の形成」「災害に強い市民の育成」「防災態勢の確立」「都市の安全化」で構成される「防災都市」としていくことが必要である。

1 災害に強い都市構造の形成

「災害に強い都市構造」とは、災害に対して万全の備えがあることであり、「災害を発生させない機能」「災害の拡大を防止する機能」「安全ゾーンの確保を図る機能」の3点を維持していることである。

そのためには、地形や地盤、都市基盤としての都市施設の安全化が必要となる。また、個々の建築物そのものと共に、家具やブロック塀に代表される建築物の内部及び外部空間の安全化も重要である。

以上のことについては、それぞれの対策を個々に行うだけでなく、土地利用計画に防災的な視点を導入して総合的な安全化を図らなければならない。

2 災害に強い市民の育成

「災害に強い市民」とは、災害対策について自ら強い関心と深い理解を持ち、災害発生時において、冷静沈着に行動できる人であり、精神的肉体的にも強く自らを守るだけでなく、家族を守り隣人を助け、地域を守ることでできる市民を意味する。

防災対策を進めるうえで市民の役割は重要であり、市民と行政が一体となって「防災まちづくり」を進めなければならない。

多摩市では、多摩ニュータウン地域を中心に計画的な都市整備が行われ一時に住民が大量入居したことにより、現在においては高齢化が加速的に進んでおり、平成25年2月に高齢化率が23%を超え、超高齢社会が進行している。このことにより、災害時に、積極的に活動できる世代が不足している地域が存在するとともに、市全体としても高齢者を中心としたが要配慮者増加する懸念がある。

さらに、集合住宅の共有財産を管理する目的で組織している“管理組合”は多数存在するが、その目的が建物の管理であることから、「自分たちの“まち”は自分たちで守る」といった防災の意識までたどり着かず、地域の連携が希薄化してしまっている地域も存在する。

しかしながら、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震において、多摩市内最大震度5弱を経験し、大規模災害が身近なものと感じた市民は多数存在するようになった。

よって、この災害をひとつの契機と捉え、積極的に市民の防災意識の高揚を図っていくことが求められる。

また、市民の防災活動をより有効なものとするためには、地域ごとのまとまりが必要であり、地域単位での「まちづくり」施策が必要である。

3 防災態勢の確立

災害の拡大を防止するためには、災害応急対策や災害復旧対策等の活動が円滑に行われなければならない。このため、災害応急対策や災害復旧対策等の防災態勢について現状を把握し、あらかじめ関係機関との協力態勢の充実を図る必要がある。また、これらの活動に必要な資機材を確保するとともに、食料・飲料水等についても、備蓄等しておかなければならない。

また、近年の災害対策において、情報収集・発信は、市として重要視しなければならない、発災直後から円滑に実施しなければならない。そのために、防災行政無線やインターネットなど、情報収集等に関連する資器材を円滑に稼働させるための電源等の確保は行わなければならない。

4 都市の安全化

1 防災ブロック化の推進

地震発生直後に効果的な初期消火が行えないと、延焼拡大する危険性が高い。火災延焼の危険性を低くするためには、建物の不燃化、建物密度の低減等を図ることが有効だが、すべての建物を不燃化することは困難である。このため、公園、緑地、河川、耐火建物群による延焼遮断帯で分割（ブロック化）し、ブロック間の延焼を阻止し、ブロック内での消火活動に専念できるようにする。

2 市街地の不燃化・難燃化

- 「燃えないまちづくり」を目指し、建築物の不燃化、難燃化を推進する。
- 市街地の状況に併せて、不燃化、難燃化を図る。
- 街づくり条例を活用した地域街づくり計画の推進、建築協定の締結や地区計画の導入等、市民による自主的な「まちづくり」を推進し、延焼防止を促進する。

3 都市空間の確保

震災時の安全確保と火災の延焼阻止等に効果の大きいオープンスペースを確保することは、防災対策上重要なことである。オープンスペースとしては、公園・緑地、グラウンドや農地等が考えられる。これらは、市街地の中での一時避難場所や地域の防火活動場所として利用することができる。

(1) 公園の整備

現在、整備されている公園を適正に維持・保全する。

(2) 現存緑地の保全

防災及び環境保全という観点から、既存樹林や傾斜地等の現存緑地の保全に努める。

(3) 現存農地の保全

農地は食料生産の場だけではなく、「防災空間」としての機能も備える。農地のその機能を最大限活用するために、防災上の観点からも保全に努める。

(4) 街づくり条例等の活用

街づくり指導基準等により、みどり豊かでゆとりのある都市空間の確保を推進す

- る。
- (5) 木造住宅地区での空地の確保
木造住宅地区では、道路整備等で発生した小空間も、ポケットパーク等の小広場として確保する。
- (6) オープンスペースの把握と活用
災害時に、住民の一時避難場所、物資輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅建設用地等に活用する公園・緑地、グラウンド、学校跡地等のオープンスペースについて、定期的の実態調査を行い、災害時には有効に活用する。

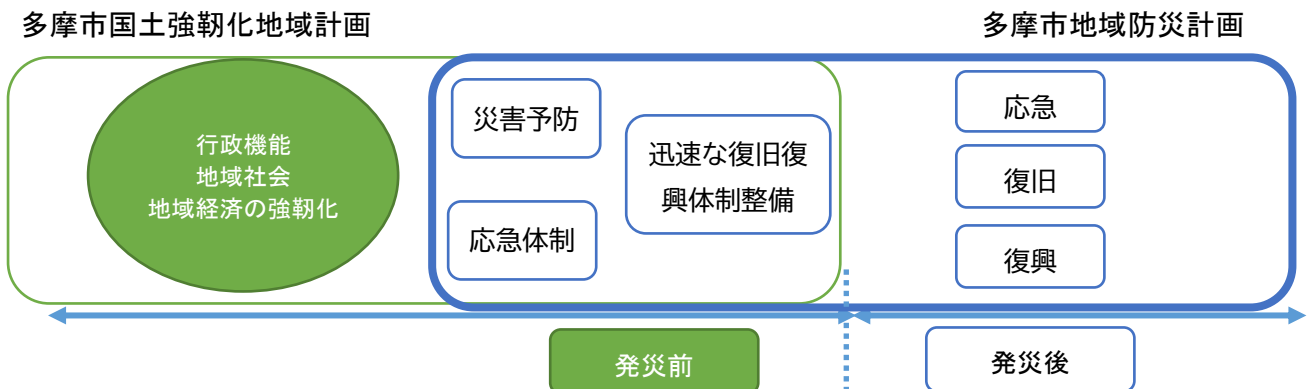
5 多摩市地域防災計画と多摩市国土強靱化地域計画の関係

多摩市地域防災計画は、地震や風水害等の自然災害への防災対策に関する業務を定めたものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画です。

一方、多摩市国土強靱化地域計画は、平常時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画であり、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。

【計画の主な違いについて】

| | 多摩市強靱化地域計画 | 多摩市防災計画 |
|--------|---|---|
| 特徴 | 多摩市を強靱な都市とするための、平時からの取組を幅広く位置付けた、都市づくりの方向性を示す計画 | 災害予防等も含めているが、主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担、経過時間ごとの取組などの対処策を取りまとめた計画 【計画の種類】 ・震災対策編（地震） ・風水害対策編（大雨等） ・南海トラフ地震等防災対策 他 |
| 対象のリスク | 地震、地震火災、局地的な大雨等の自然災害全般が対象 | ・地震 ・風水害 ・火山災害等その他の自然災害 |
| 根拠法 | 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法 | 災害対策基本法 |



第2章 地域防災計画（震災編）の概要

第1節 計画の目的及び前提

1 計画の目的

- 多摩市地域防災計画（震災編）は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき多摩市防災会議が策定する計画である。
- その目的は、都、多摩市及び防災機関、事業者、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮して、主体間で連携を図り、「自助」「共助」「公助」を実現し、地震災害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興対策を推進することである。また、多摩市の防災力を向上し、「災害に強いまち・防災都市多摩」の実現を図ることにある。

2 計画の前提

- この計画は、国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき策定された「東京都国土強靱化地域計画」との整合を図りつつ、「首都直下地震等による東京の被害想定」、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」、東日本大震災、平成28年熊本地震などの最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、及び都民・都議会の提言などを可能な限り反映し策定した。
- 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、障がい者、子ども、外国人などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。
- 東日本大震災において、女性、高齢者等の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、国においても防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われ、東京都においても地域防災計画へ色濃く反映した為、多摩市としてもこうした動向を踏まえて、計画を策定した。
- 災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。

第2節 計画の構成

- この計画には、多摩市、防災関係機関、事業者及び市民が行うべき災害対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。
- 構成と主な内容は、次のとおりである。

| 構成 | 主な内容 |
|-----------|------------------------------|
| 第1部 総則 | ○多摩市の概要 ○被害想定 ○減災目標 など |

| 構成 | 主な内容 |
|-------------------------------|--------------------------|
| 第2部 震災対策計画 (予防・応急・復旧計画) | ○各震災対策(14分野)の予防・応急・復旧対策 |
| 第3部 災害復興計画 | ○被災者の生活再建や都市復興を図るための対策 等 |
| 第4部 南海トラフ地震等防災対策 | ○災害予防対策、臨時情報発表時の応急活動体制 等 |
| 第5部 火山災害計画 | ○多摩市内における火山対策 |

第3節 計画の習熟

- 各防災関係機関は、平素から危機管理の一環として、防災対策を推進する必要がある。このため、震災に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、防災に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練などを通して本計画を習熟し、災害への対応能力を高める。

第4節 計画の修正

- この計画は、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。
- 修正に当たっては、各防災関係機関は、関係のある事項について、計画修正案を多摩市防災会議に提出する。

第5節 マニュアルの作成

- この計画は、多摩市の防災計画のマスタープランに位置するものであるため、細部の取組みを表記することは馴染まない。このことから、この計画に係わる細部の取組みや具体的な運用要領については、各種のマニュアルを整備して対応する。
- 各種のマニュアルについては、この計画の趣旨や背景を十分に踏まえ整備する。

第3章 多摩市の概要

第1節 地勢

1 地盤地質の概況

1 市の地形等

多摩市は、東経 139 度 27 分、北緯 35 度 38 分に位置し、東京都の西南約 30 km にあり東は稲城市、西は八王子市と日野市、南は町田市と川崎市にそれぞれ接し、北は多摩川を境にして、府中市に接している。

地形は、多摩丘陵地帯の一部に属し、おのおの東西にのびる最高標高 160m 前後の緩い丘陵地形を呈し、地形形状からいくつかの丘とその間を流れる大栗川、乞田川によってひらけた平地からなり、東西 7 km、南北 4.8 km、面積 21.01 km²で、市域の 6 割を、新住宅市街地開発法等による多摩ニュータウンが占めている。

交通機関としては、市北部を東西に京王線が、中央部を東西に小田急多摩線と京王相模原線が乗り入れている。京王線聖蹟桜ヶ丘駅、小田急唐木田駅と小田急・京王両電鉄線が乗り入れている永山駅、多摩センター駅を交通機関の中心とし、鉄道を基幹部門、バスを補助部門として市内の交通体系が構成され、平成 9 年からは、ミニバスが 2 路線運行されている。平成 12 年からは、多摩市域を南北に走る多摩都市モノレールが運行されている。

2 市の地質

地層を時代別に要約してまとめれば次のようになる。

| 地質時代 | | 地層名 | |
|------|---------------------------|------|-----------------------------|
| 新生代 | 第四紀 | 沖積世 | 沖積層 |
| | | 洪積世 | 上部洪積層 (立川ローム層) (武蔵野ローム層) |
| | | | 中部洪積層 (下末吉ローム層) |
| | 下部洪積層 (多摩ローム層) (御殿峠礫層) | | |
| 第三紀 | 鮮新世 | 上総層群 | |

多摩丘陵の基盤は、上総層群である。第四紀洪積世前期の形成された浅海水、汽水成層である。層厚は、多摩丘陵部で約 800m とされる。砂・シルト・礫からなり、固結度は、全国の鮮新世、洪積世前期の堆積層と同様、半固結の状況にある。砂は掘り崩しが容易な固さ、シルトは粘板岩程度の固さに固結している。

上総層群の上に、不整合に御殿峠礫層が堆積する。層厚は、約 15m、貝取地区以北の丘陵頂部に分布する。古桂川（相模川）に起因する堆積で、風化した岩石からなる（頂部が砂層あるいはシルト層になることもある。）固結度は低く容易にシャベルで削れる程度軟質である。

御殿峠礫層の上に多摩ローム層、下末吉ローム層が堆積する。いずれも粘土化した火山灰層であり多摩ローム層の層厚は、約 20m、下末吉ローム層は約 3m である。下末吉ローム層は大栗川沿いの丘陵中位に認められる河岸段丘堆積層の上に良く発達し

ている。

さらにこの上部に武蔵野ローム層、立川ローム層が堆積する。層厚は、平均それぞれ4mである。火山灰層であり粘土分は多くない。

なお、大栗川、乞田川などの谷底には、ローム層の堆積は認められず、第四紀沖積層が堆積している。

丘陵部では、ローム層上に黒土が認められる。

第2節 面積・人口等

1 面積

| 種別 | 面積 (m ²) | 割合 (%) |
|-----|----------------------|--------|
| 宅地 | 9,344 | 46.6 |
| 田 | 30 | 0.1 |
| 畑 | 377 | 1.9 |
| 雑種地 | 2,605 | 13.0 |
| 山林 | 511 | 2.5 |
| その他 | 7,204 | 35.9 |
| 合計 | 20,071 | 100 |

(固定資産概要調書抜粋)

2 人口・世帯数

令和4年4月現在

| | 地区名称 | 面積 | 男 | 女 | 合計 | 世帯 | 人口密度 【人/ha】 |
|----|----------|-----|-------|-------|-------|-------|----------------|
| 1 | 関戸 | 145 | 4,620 | 5,018 | 9,638 | 5,212 | 66.5 |
| 2 | 連光寺 | 263 | 4,857 | 4,736 | 9,593 | 4,327 | 36.5 |
| 3 | 貝取 | 10 | 609 | 555 | 1,164 | 626 | 116.4 |
| 4 | 乞田 | 31 | 1,304 | 1,208 | 2,512 | 1,306 | 81.0 |
| 5 | 和田 | 144 | 4,788 | 4,512 | 9,300 | 4,321 | 64.6 |
| 6 | 百草 | 10 | 456 | 439 | 895 | 436 | 89.5 |
| 7 | 落川 | 14 | 635 | 629 | 1,264 | 576 | 90.3 |
| 8 | 東寺方 | 42 | 1,459 | 1,505 | 2,964 | 1,456 | 70.6 |
| 9 | 一ノ宮 | 91 | 3,370 | 3,183 | 6,553 | 3,871 | 72.0 |
| 10 | 桜ヶ丘 | 92 | 2,950 | 3,237 | 6,187 | 2,934 | 67.3 |
| 11 | 和田(百草団地) | 17 | 611 | 656 | 1,267 | 882 | 74.5 |
| 12 | 聖ヶ丘 | 98 | 3,148 | 3,448 | 6,596 | 3,009 | 67.3 |
| 13 | 馬引沢 | 28 | 2,155 | 2,051 | 4,206 | 2,246 | 150.2 |
| 14 | 山王下 | 23 | 290 | 312 | 602 | 483 | 26.2 |
| 15 | 中沢 | 82 | 1,603 | 1,599 | 3,202 | 1,623 | 39.0 |

| | 地区名称 | 面積 | 男 | 女 | 合計 | 世帯 | 人口密度 【人/ha】 |
|----|--------|------|--------|--------|---------|--------|----------------|
| 16 | 唐木田 | 78 | 1,099 | 1,190 | 2,289 | 1,166 | 29.3 |
| 17 | 諏訪 | 126 | 5,219 | 5,661 | 10,880 | 5,351 | 86.3 |
| 18 | 永山 | 182 | 7,266 | 7,891 | 15,157 | 8,117 | 83.3 |
| 19 | 貝取 | 94 | 3,760 | 4,070 | 7,830 | 3,802 | 83.3 |
| 20 | 豊ヶ丘 | 116 | 5,089 | 5,427 | 10,516 | 5,269 | 90.7 |
| 21 | 落合 | 166 | 6,905 | 7,236 | 14,141 | 6,765 | 85.2 |
| 22 | 鶴牧 | 119 | 6,383 | 6,689 | 13,072 | 5,704 | 109.8 |
| 23 | 南野 | 63 | 938 | 923 | 1,861 | 882 | 29.5 |
| 24 | 東寺方3丁目 | 2 | 131 | 196 | 327 | 184 | 163.5 |
| 25 | 和田3丁目 | 7 | 386 | 464 | 850 | 507 | 121.4 |
| 26 | 愛宕 | 65 | 2,179 | 2,507 | 4,686 | 2,643 | 72.1 |
| | 合計 | 2108 | 72,210 | 75,342 | 147,552 | 73,698 | 70.0 |

※ 令和4年4月1日現在多摩市住民基本台帳町丁目別人口調べ

※ 面積はコミュニティ・生活課資料（令和2年版統計たま抜粋）

3 昼間人口・夜間人口

| 夜間人口 | 昼間人口 | 流入人口 | 流出人口 | 昼間人口指数 |
|---------|---------|--------|--------|--------|
| 146,631 | 148,156 | 44,343 | 43,583 | 101.0 |

（平成27年国勢調査より）

4 市内乗降客数

| 聖蹟 桜ヶ丘駅 | 永山駅 | | 多摩センター駅 | | | 唐木田駅 |
|------------|----------|-----------|----------|-----------|---------------|-----------|
| 京王 電鉄 | 京王 電鉄 | 小田急 電鉄 | 京王 電鉄 | 小田急 電鉄 | 多摩都市 モノレール | 小田急 電鉄 |
| 65,246 | 46,013 | 31,056 | 90,353 | 51,315 | 37,449 | 17,207 |

（令和2年統計たまより）

第3節 産業

○ 商業については、都市化の進展とともに店舗数、業種も増加している。特に、ニュータウン事業による計画的な商業施設の配置が行われている。又、大規模小売店舗の占める割合が高くなっている。聖蹟桜ヶ丘地区は、既存商店街とともに新たなにぎわいのある駅前商業地が形成されつつある。

永山地区は、駅周辺に量販店、専門店の商業施設がバランスよく配置されている。又、サービスインダストリー地区には、サービス業、製造業を中心として無公害の業務施設の誘致を進めている。

また、多摩センター地区は、多摩ニュータウンの中心として、商業業務地域が形成され

つつある。

一方農業は、多摩ニュータウン事業を含めた都市化の進捗により、農家戸数・農地面積は急激に減少した中で、小規模であるが都市農業の強みを活かした農業経営が行われている。

第4章 被害想定

第1節 計画の前提条件

- 東京都防災会議は、平成3年には関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成9年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、直下地震による被害想定を公表してきた。
- 東京の都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成17年2月に公表したことなどから、平成18年5月、「首都直下地震による東京の被害想定」を東京都防災会議で公表した。
- 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、震源から遠く離れた東京においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった被害が生じた。
- このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、平成24年4月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議で公表した。
- 多摩市は「首都直下地震等による東京都の被害想定 報告書」(平成24年4月18日、東京都防災会議)の想定ケースのうち、発生確率が比較的高く多摩市への影響が大きい、「多摩直下地震 M7.3 (冬の夕方18時、8m/秒) を多摩市地域防災計画の被害想定とする。

1 前提条件

1 想定地震

| 項目 | 内容 | | | |
|-------|------------|------------------------|-----------|-----------|
| 種類 | 東京湾北部地震 | 多摩直下地震 (プレート境界多摩地震) | 元禄型関東地震 | 立川断層帯地震 |
| 震源 | 東京湾北部 | 東京都多摩地域 | 神奈川県西部 | 東京都多摩地域 |
| 規模 | M7.3 | | M8.2 | M7.4 |
| 震源の深さ | 約20km～35km | | 約0km～30km | 約2km～20km |

※ Mとは、マグニチュードの意味である (以下同じ)。

2 気象条件等

| 季節 | 時刻 | 風速 | 想定される被害 |
|----|--------|----------------|--|
| 冬 | 朝 5 時 | 4 m/秒 8 m/秒 | 兵庫県南部地震と同じ時間 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 オフィスや繁華街の屋内滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない |
| 冬 | 昼 12 時 | 4 m/秒 8 m/秒 | オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多くの滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 屋内滞留者は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者は、朝 5 時発災と比較して少ない。 |
| 冬 | 夕方 6 時 | 4 m/秒 8 m/秒 | 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース。 オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため、多数の人が滞留。 ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。 |

2 想定結果の概要

1 東京都全体の傾向

- 最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の地域が広範囲に発生する。
- 建物被害は、東京湾北部地震、多摩直下地震では、区部の木造住宅密集地域を中心に発生する。元禄型関東地震では、区部の木造住宅密集地域や多摩南部を中心に発生する。立川断層帯地震では、震源が浅いことから他の地震と比較して狭い範囲で発生する。
- 死亡は建物倒壊を原因とするものが多く、負傷は建物倒壊及び火災を原因とするものが多い。
- 道路や鉄道の橋梁などの被害は、区部の震度6強のエリア内で発生する。ほとんどの鉄道は一時運行停止し、また緊急輸送道路の渋滞も発生する。
- ライフラインは、東京湾北部地震及び多摩直下地震では、区部東部に被害が多い。元禄型関東地震では、区部南部や多摩南部に被害が多い。立川断層帯地震では、震源域を中心に被害が多い。
- 避難者は、東京湾北部地震が最大となり、約339万人の避難者が発生する。
- 鉄道等の運行停止により、大量の帰宅困難者が発生するとともに、ターミナル駅に乘客等が集中し、混乱する。
- エレベーターの閉じ込めが都内全域にわたり発生する。

2 地震動（地震のゆれ）

| 区分 | 地区 | 震度面積率 | | | | | |
|-------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| | | 5弱以下 | 5強 | 6弱 | 6強 | 7 | |
| 東京湾 北部地震 | M7.3 | 区部計 | 0.0% | 0.0% | 30.0% | 69.8% | 0.2% |
| | | 多摩計 | 50.2% | 21.0% | 28.5% | 0.3% | 0.0% |
| | | 多摩市 | 0.0% | 14.9% | 85.1% | 0.0% | 0.0% |
| 多摩直下 地震 | M7.3 | 区部計 | 0.0% | 0.3% | 84.5% | 15.2% | 0.0% |
| | | 多摩計 | 26.3% | 19.3% | 23.4% | 31.0% | 0.1% |
| | | 多摩市 | 0.0% | 0.0% | 6.2% | 93.8% | 0.0% |
| 元禄型 関東地震 | M8.2 | 区部計 | 0.0% | 0.1% | 67.2% | 32.4% | 0.3% |
| | | 多摩計 | 28.7% | 19.9% | 38.3% | 13.1% | 0.0% |
| | | 多摩市 | 0.0% | 0.0% | 37.6% | 62.4% | 0.0% |
| 立川断層 帯地震 | M7.4 | 区部計 | 29.4% | 62.6% | 8.1% | 0.0% | 0.0% |
| | | 多摩計 | 28.6% | 19.9% | 22.5% | 27.0% | 2.0% |
| | | 多摩市 | 0.0% | 0.0% | 33.2% | 66.8% | 0.0% |

※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある

3 ライフライン被害

| 区分 | 地区 | 停電率 | 固定電話 不通率 | ガス 供給停止率 | 上水道 断水率 | 下水道 被害率 | |
|-------------|------|-----|-------------|-------------|-------------|------------|-------|
| 東京湾 北部地震 | M7.3 | 区部計 | 24.9% | 10.0% | 34.3%～88.7% | 45.0% | 27.1% |
| | | 多摩計 | 2.0% | 0.7% | 0.0%～22.6% | 11.7% | 17.7% |
| | | 多摩市 | 2.2% | 0.2% | 0.0% | 15.2% | 17.5% |
| 多摩直下 地震 | M7.3 | 区部計 | 7.8% | 1.3% | 0.1%～81.1% | 38.7% | 23.5% |
| | | 多摩計 | 11.0% | 4.1% | 29.1%～97.2% | 33.1% | 22.9% |
| | | 多摩市 | 13.7% | 2.7% | 100% | 27.6% | 22.0% |
| 元禄型 関東地震 | M8.2 | 区部計 | 14.4% | 7.6% | 2.2%～57.3% | 50.4% | 24.2% |
| | | 多摩計 | 6.3% | 1.7% | 5.7%～38.1% | 34.0% | 21.3% |
| | | 多摩市 | 9.0% | 1.3% | 0.0%～100% | 50.0% | 20.4% |
| 立川断層 帯地震 | M7.4 | 区部計 | 0.4% | 0.2% | 0.0% | 2.2% | 16.2% |
| | | 多摩計 | 11.8% | 4.8% | 3.5%～51.8% | 37.4% | 22.2% |
| | | 多摩市 | 8.8% | 1.8% | 0.0%～100% | 37.9% | 21.4% |

第2節 被害想定（総括表）

1 東京湾北部地震

| 条件 | 規模 | | 東京湾北部地震 ¹ M7.3 | | |
|--------|-----------------------|---------------------------|---------------------------|-------------|--------|
| | 時期・時刻・風速 | | 時期=冬、時刻=夕方午後6時、風速=8m/秒 | | |
| 地区 | | | 東京都 | 多摩市 | |
| 人的被害 | 死者 | | 9,641 人 | 6 人 | |
| | 原因別 | ゆれによる建物倒壊 | 5,378 人 | 3 人 | |
| | | 急傾斜地崩壊による建物全壊 | 76 人 | 2 人 | |
| | | 地震火災 | 4,081 人 | 0 人 | |
| | | ブロック塀 | 103 人 | 0 人 | |
| | | 落下物 | 4 人 | 0 人 | |
| | 負傷者 | | 147,611 人 | 344 人 | |
| | | 重傷者 | 21,893 人 | 16 人 | |
| | 原因別 | ゆれによる建物倒壊 | 125,964 人 | 336 人 | |
| | | 急傾斜地崩壊による建物全壊 | 94 人 | 3 人 | |
| | | 地震火災 | 17,709 人 | 2 人 | |
| | | ブロック塀 | 3,543 人 | 3 人 | |
| | | 落下物 | 301 人 | 0 人 | |
| | 物的被害 | 建物被害 ² | | 304,300 棟 | 128 棟 |
| | | 原因別 | ゆれ液状化等による建物倒壊 | 116,224 棟 | 111 棟 |
| 地震火災 | | | 188,076 棟 | 17 棟 | |
| 交通 | | 道路（大被害・多摩計） | 都道 | 0.0 % | — % |
| | | | 市道 | 0.0 % | — % |
| | | 鉄道 ³ （大被害・多摩計） | 0.0 % | — % | |
| ライフライン | | 電力施設（停電率） | | 17.6 % | 2.2 % |
| | | 通信施設（固定電話不通率） | | 7.6 % | 0.2 % |
| | | ガス施設（低圧ガス供給支障率） | | 26.8～74.2 % | 0.0 % |
| | | 上水道施設（断水率） | | 34.5 % | 15.2 % |
| | 下水道施設（管きよ被害率） | | 23.0 % | 17.5 % | |
| その他 | 帰宅困難者 | | 4,714,314 人 | 39,123 人 | |
| | 避難者 | | 3,385,489 人 | 12,086 人 | |
| | 閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数 | | 7,473 台 | 5 台 | |
| | 災害時要援護者死者数 | | 4,921 人 | 3 人 | |
| | 自力脱出困難者 | | 56,666 人 | 55 人 | |
| | 震災廃棄物 | | 4,289 万 t | 7 万 t | |

¹ 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

² ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去している。

³ 新幹線被害を除く

2 多摩直下地震

| 条件 | 規模 | | 多摩直下地震 ¹ M7.3 | | |
|---------------|-----------------------|---------------------------|--------------------------|------------|--------|
| | 時期・時刻・風速 | | 時期=冬、時刻=夕方午後6時、風速=8m/秒 | | |
| 地区 | | | 東京都 | 多摩市 | |
| 人的被害 | 死者 | | 4,732 人 | 50 人 | |
| | 原因別 | ゆれによる建物倒壊 | 3,220 人 | 34 人 | |
| | | 急傾斜地崩壊による建物全壊 | 109 人 | 6 人 | |
| | | 地震火災 | 1,302 人 | 10 人 | |
| | | ブロック塀 | 97 人 | 0 人 | |
| | | 落下物 | 2 人 | 0 人 | |
| | 負傷者 | | 101,102 人 | 1,332 人 | |
| | | 重傷者 | 10,920 人 | 154 人 | |
| | 原因別 | ゆれによる建物倒壊 | 92,831 人 | 1,296 人 | |
| | | 急傾斜地崩壊による建物全壊 | 137 人 | 8 人 | |
| | | 地震火災 | 4,614 人 | 20 人 | |
| | | ブロック塀 | 3,349 人 | 7 人 | |
| 落下物 | | 172 人 | 0 人 | | |
| 物的被害 | 建物被害 ² | | 139,436 棟 | 1,358 棟 | |
| | 原因別 | ゆれ液状化等による建物倒壊 | 75,668 棟 | 931 棟 | |
| | | 地震火災 | 63,768 棟 | 427 棟 | |
| | 交通 | 道路(大被害・多摩計) | 都道 | 0.1 % | — % |
| | | | 市道 | 0.1 % | — % |
| | | 鉄道 ³ (大被害・多摩計) | 0.0 % | — % | |
| | ライフライン | 電力施設(停電率) | | 8.8 % | 13.7 % |
| | | 通信施設(固定電話不通率) | | 2.0 % | 2.7 % |
| | | ガス施設(低圧ガス供給支障率) | | 6.5~84.6 % | 100 % |
| | | 上水道施設(断水率) | | 36.9 % | 27.6 % |
| 下水道施設(管きよ被害率) | | 23.2 % | 22.5 % | | |
| その他 | 帰宅困難者 | | 4,714,314 人 | 39,123 人 | |
| | 避難者 | | 2,756,681 人 | 33,049 人 | |
| | 閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数 | | 5,130 台 | 9 台 | |
| | 災害時要援護者死者数 | | 2,549 人 | 24 人 | |
| | 自力脱出困難者 | | 30,626 人 | 603 人 | |
| | 震災廃棄物 | | 3,121 万 t | 34 万 t | |

¹小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

²ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去している。

³新幹線被害を除く

3 元禄型地震

| 条件 | 規模 | | 元禄型地震 ¹ M8.2 | | |
|---------------------------|-----------------------|-------------------|-------------------------|-----------|---------|
| | 時期・時刻・風速 | | 時期=冬、時刻=夕方午後6時、風速=8m/秒 | | |
| 地区 | | | 東京都 | 多摩市 | |
| 人的被害 | 死者 | | 5,875 人 | 30 人 | |
| | 原因別 | ゆれによる建物倒壊 | 3,330 人 | 21 人 | |
| | | 急傾斜地崩壊による建物全壊 | 101 人 | 5 人 | |
| | | 地震火災 | 2,355 人 | 5 人 | |
| | | ブロック塀 | 0 人 | 0 人 | |
| | | 落下物 | 87 人 | 0 人 | |
| | 負傷者 | | 108,341 人 | 1,022 人 | |
| | 重傷者 | | 12,946 人 | 95 人 | |
| | 原因別 | ゆれによる建物倒壊 | 95,256 人 | 998 人 | |
| | | 急傾斜地崩壊による建物全壊 | 127 人 | 6 人 | |
| | | 地震火災 | 9,811 人 | 12 人 | |
| | | ブロック塀 | 2,988 人 | 6 人 | |
| | | 落下物 | 160 人 | 0 人 | |
| | 物的被害 | 建物被害 ² | | 184,563 棟 | 783 棟 |
| | | 原因別 | ゆれ液状化等による建物倒壊 | 76,465 棟 | 580 棟 |
| 地震火災 | | | 108,098 棟 | 203 棟 | |
| 津波浸水（水門開放時） | | | 230 棟 | 0 棟 | |
| 交通 | | 道路（大被害・多摩計） | 都道 | 0.0 % | — % |
| | | | 市道 | 0.0 % | — % |
| 鉄道 ³ （大被害・多摩計） | | 0.0 % | — % | | |
| ライフライン | | 電力施設（停電率） | | 1.0 % | 9.0 % |
| | | 通信施設（固定電話不通率） | | 11.8 % | 1.3 % |
| | | ガス施設（低圧ガス供給支障率） | | 6.1 % | 0～100 % |
| | 上水道施設（断水率） | | 3.0～53.1 % | 50 % | |
| 下水道施設（管きよ被害率） | | 45.2 % | 20.4 % | | |
| その他 | 帰宅困難者 | | 4,714,314 人 | 39,123 人 | |
| | 避難者 | | 3,200,981 人 | 36,490 人 | |
| | 閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数 | | 5,991 台 | 8 台 | |
| | 災害時要援護者死者数 | | 2,971 人 | 14 人 | |
| | 自力脱出困難者 | | 33,222 人 | 366 人 | |
| | 震災廃棄物 | | 3,121 万 t | 25 万 t | |

¹小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

² ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去している。

³新幹線被害を除く

4 立川断層帯地震

| 条件 | 規模 | | 立川断層帯地震 ¹ M7.4 | | |
|---------------|-----------------------|---------------------------|---------------------------|------------|---------|
| | 時期・時刻・風速 | | 時期=冬、時刻=夕方午後6時、風速=8m/秒 | | |
| 地区 | | | 東京都 | 多摩市 | |
| 人的被害 | 死者 | | 2,582 人 | 36 人 | |
| | 原因別 | ゆれによる建物倒壊 | 1,417 人 | 24 人 | |
| | | 急傾斜地崩壊による建物全壊 | 66 人 | 5 人 | |
| | | 地震火災 | 1,056 人 | 7 人 | |
| | | ブロック塀 | 42 人 | 0 人 | |
| | | 落下物 | 1 人 | 0 人 | |
| | 負傷者 | | 31,690 人 | 1,060 人 | |
| | | 重傷者 | 4,668 人 | 109 人 | |
| | 原因別 | ゆれによる建物倒壊 | 26,183 人 | 1,032 人 | |
| | | 急傾斜地崩壊による建物全壊 | 82 人 | 6 人 | |
| | | 地震火災 | 3,922 人 | 15 人 | |
| | | ブロック塀 | 1,453 人 | 7 人 | |
| | | 落下物 | 49 人 | 0 人 | |
| | 物的被害 | 建物被害 ² | | 85,735 棟 | 973 棟 |
| | | 原因別 | ゆれ液状化等による建物倒壊 | 35,407 棟 | 666 棟 |
| 地震火災 | | | 50,308 棟 | 307 棟 | |
| 交通 | | 道路(大被害・多摩計) | 都道 | 0.1 % | — % |
| | | | 市道 | 0.1 % | — % |
| | | 鉄道 ³ (大被害・多摩計) | 0.0 % | — % | |
| ライフライン | | 電力施設(停電率) | | 4.0 % | 8.8 % |
| | | 通信施設(固定電話不通率) | | 1.4 % | 1.8 % |
| | | ガス施設(低圧ガス供給支障率) | | 0.8~11.3 % | 0~100 % |
| | | 上水道施設(断水率) | | 13.3 % | 37.9 % |
| 下水道施設(管きよ被害率) | | 18.8 % | 21.4 % | | |
| その他 | 帰宅困難者 | | 4,714,314 人 | 39,123 人 | |
| | 避難者 | | 1,007,138 人 | 32,788 人 | |
| | 閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数 | | 2,308 台 | 8 台 | |
| | 災害時要援護者死者数 | | 1,412 人 | 17 人 | |
| | 自力脱出困難者 | | 11,320 人 | 420 人 | |
| | 震災廃棄物 | | 1166 万 t | 28 万 t | |

¹ 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

² ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去している。

³ 新幹線被害を除く

第5章 令和4年修正の概要等

第1節 計画修正に当たっての背景と計画の特徴

- 令和4年修正では、平成28年熊本地震等、前回修正以降発生した地震災害の教訓や、女性の防災への参画、外国人の増加等、震災対策を取り巻く最新動向を踏まえた上で、震災対策の実効性を更に向上させる観点から、所要の修正を行った。

※ 参考 多摩市における、各種計画等の策定経緯

- ・ 平成20年10月多摩市地域防災計画修正
- ・ 平成22年3月 各対策部初動態勢マニュアル
- ・ 平成22年4月 多摩市職員のための災害時行動マニュアル
- ・ 平成23年2月 多摩市事業継続計画（BCP、地震編）
- ・ 平成23年8月 多摩市災害時要援護者避難支援計画
- ・ 平成24年3月 多摩市災害時要援護者防災行動マニュアル
- ・ 平成24年4月 多摩市職員のための災害時行動マニュアル（第2版）
- ・ 平成24年10月多摩市の防災対策方針
- ・ 平成25年12月多摩市地域防災計画全面修正
- ・ 平成26年12月各対策部 震災対応マニュアル作成
- ・ 平成27年5月 震災対策計画修正
- ・ 平成28年8月 風水害計画修正
- ・ 令和4年4月 多摩市地域防災計画全面修正

第2節 計画の全体像

- 令和4年修正でも、第1部で総論、第2部で予防・応急・復旧対策、第3部で復興対策を定めている。
- 個別施策に関しては、地震前の行動「予防対策」、地震直後の行動「応急対策」、地震後の行動「復旧対策」の3つのスキームに分けて記載した。
- 本計画の全体像は、次ページのとおりである。

【個別施策と各フェーズの体系整理図】

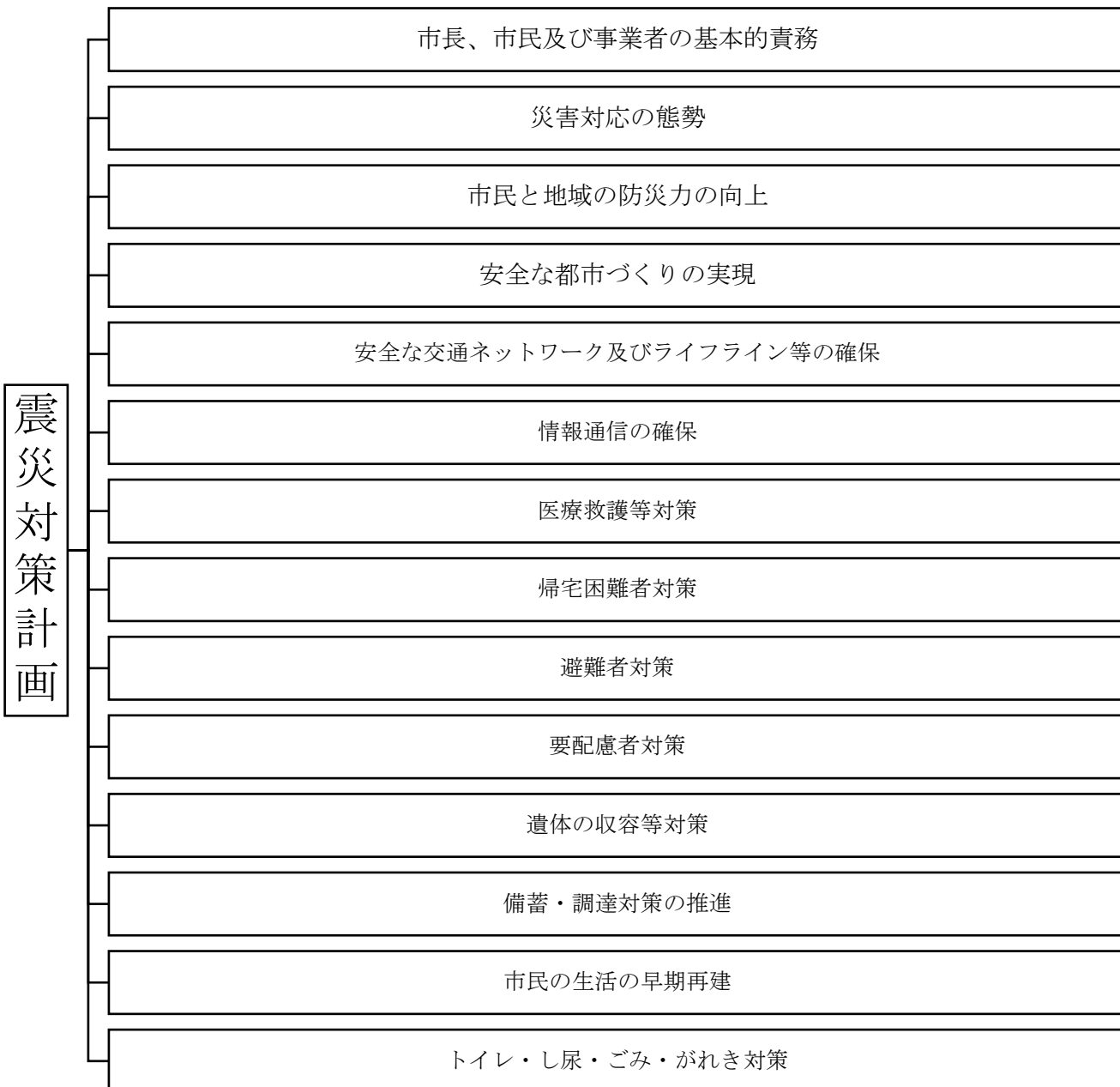
総 則

- 計画の基本理念 災害に強い都市構造の形成
- 地域防災計画（震災編）の概要
- 多摩市の概要

- 被害想定
- 令和4年修正の概要等
- 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

第2部 震災対策計画（予防・応急・復旧計画）

- 予防対策 平時の活動
- 応急対策 72時間以内
- 復旧対策 4日目以降



第3部 復興計画

- 復興の基本的考え方
- 復興本部
- 震災復興計画の策定
- 多摩市復興マニュアルへの取組み

第4部 東海地震災害事前計画

- 計画の考え方
- 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策
- 被災者の受け入れ

第5部 火山災害計画

- 富士山の現況等
- 富士山火山災害対策

多摩市地域防災計画 風水害編

近年の、甚大化する風水害被害を受け、より実践的かつ効果的な対策を行うとともに、風水害に特化した態勢をとるため、「多摩市地域防災計画 風水害編」として、別に定める。

第3節 施策相互の連携関連イメージ図

■ 多摩市民及び多摩市・防災関係機関が実施する活動内容を時間軸で表記した。

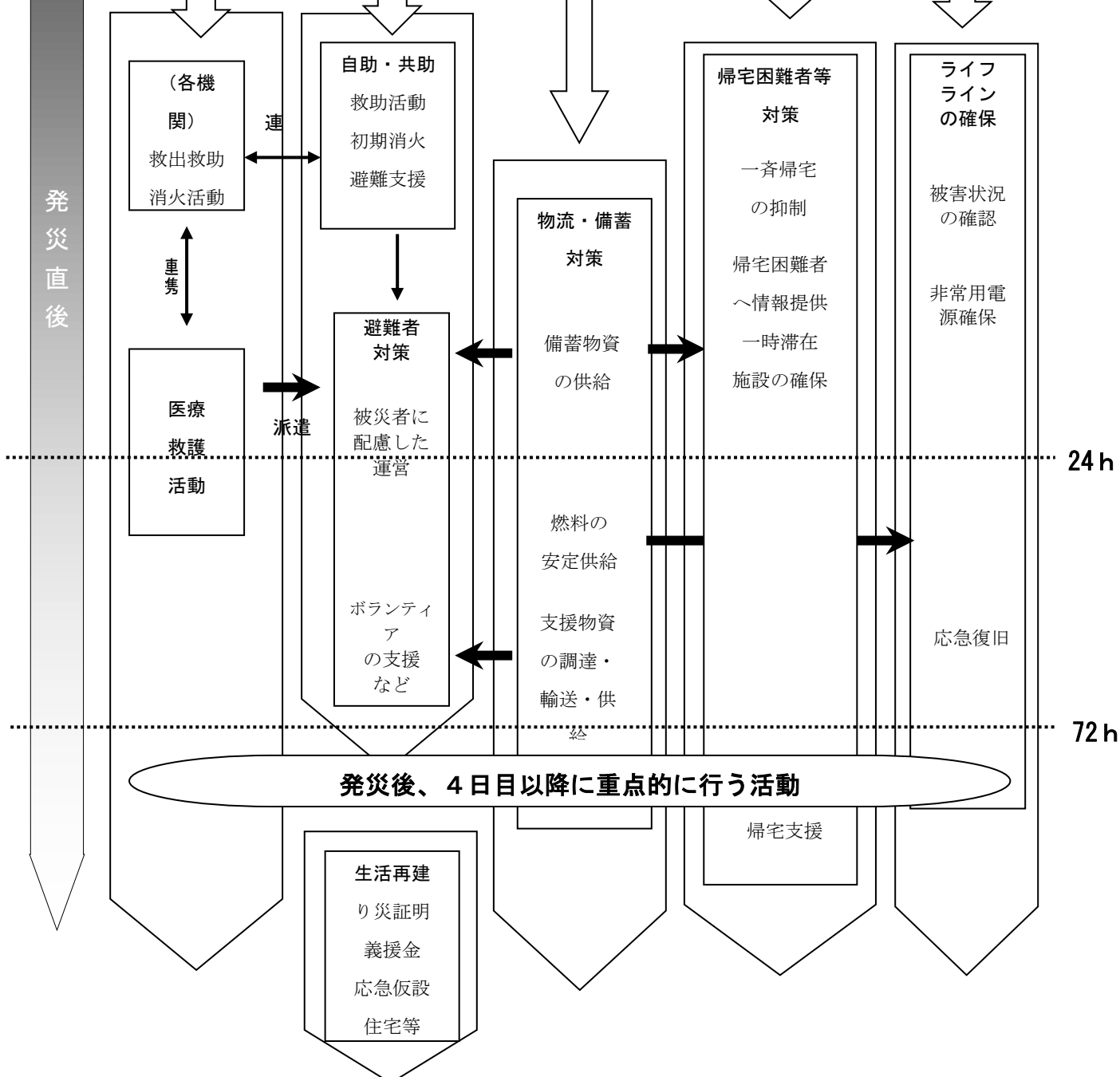
発災直後から応急復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動

危機管理体制の構築（初動態勢、広域連携等）

情報通信の確保（防災行政無線、無線LAN等）

道路ネットワークの確保（交通規制、道路啓開）

発災直後から72時間以内において特に重要な活動



- 第2部各章の施策は、密接に関連しており、特に発災後は、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急対応を実施することが求められる。

本節では、各施策の関係について、「発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動」、「発災直後からの72時間以内において特に重要な活動」、「発災後、4日目以降に重点的に行う活動」の3つに分類し、それぞれの関連のイメージを示した。

- 発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動
(危機管理体制、情報通信、道路ネットワーク)

発災後のあらゆるフェーズにおいて的確な応急活動を展開する上で、初動態勢の確保や各機関との連携など、危機管理体制を構築することが不可欠である。

また、関係機関が連携して対応するためには、各機関が被害状況、応急対応状況の情報を共有できるよう、防災行政無線等の情報通信を確保する必要がある。

さらに、消防活動、物資の供給などは、主に車両を使って実施することから、機動的に活動を展開するためには、交通規制や道路啓開などにより、道路ネットワークを確保することが重要である。

- 発災直後から72時間以内において特に重要な活動

(救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン)

救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などの防災機関による活動と、近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を発揮する。

また、こうした活動によって助けられた被災者に対し、適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。

避難所に対しては、生活を支えるために必要な物資を供給するとともに、ボランティアによる支援を円滑に受け入れる必要がある。

帰宅困難者の一斉帰宅の抑制は、迅速な救出救助活動の展開のためにも不可欠であり、一時滞在のための物資の供給は、帰宅困難者に対しても、円滑に行われなければならない。

このような様々な活動のためのライフラインの確保、燃料の安定供給も重要な取組である。

- 発災後、4日目以降に重点的に行う活動
(生活再建)

発災後4日目以降については、被災者の早期の生活再建に向け、り災証明の発行や義援金の支給、応急仮設住宅への早期の入居を実現していかなければならない。

第6章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

- 多摩市は、東京都の修正に準じ、平成20年の地域防災計画修正の際に、3つの目標からなる減災目標を立て、対策を推進してきた。
- 東京都は、地域防災計画（平成24年修正）において「被害軽減と都市再生に向けた目標」と改めた上で、減災目標を定め、国、区市町村、事業者、都民と協力して対策を推進していくとしている。
- 多摩市も、新たに減災目標を定め、国、東京都、地方自治体、事業者、市民等と協力して対策を推進していくと共に、この目標を10年以内に達成する

減災目標1

- 死者を1/2に減少させる。
- 避難者を2/3に減少させる。
- 建物の全壊・焼失棟数を1/2に減少させる。
- 中枢機能を支える機関（病院等）の機能停止を回避する。

多摩市における被害を下表とおりに減少させる。

| 項目 | 被害想定数 | 減少数 | 目標値 |
|------------|---------|----------|---------|
| 死者 | 50人 | ▲25人 | 25人 |
| 避難者数 | 33,049人 | ▲11,000人 | 22,000人 |
| 建物の全壊・焼失棟数 | 1,380棟 | ▲690棟 | 690棟 |

目標達成に向けた主な取り組み

【死者・避難者・建物被害の減少】

1 建物の耐震化

1 対策の方向

- 住宅の耐震化率を約81.4%から東京都地域防災計画に合わせ令和7年度末までに、耐震性が不十分な住宅を概ね解消する。
- 民間特定建築物の耐震化率を約92%から95%以上にする

2 主な対策

関係団体等と連携した耐震診断等を進める。

- 木造住宅の耐震化助成
- 非木造住宅の耐震診断助成
- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成

2 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

1 対策の方向

実施率60%以上設置を目標に推進する。

2 主な対策

関係団体等と連携し普及啓発を推進する。

- 家具類の転倒・落下・移動防止対策の器具の設置支援
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策の器具の斡旋
- 防災訓練・防災講話による推進
- ホームページや広報誌などによる啓発
- 事業所に対し自衛消防訓練や立入検査実施時に対策の推進を指導

3 地域防災力の強化

1 対策の方向

- 自主防災組織を184組織から、令和6年度までに194組織以上に増やす。
- リーダーの育成や、自助・共助による地域の防災力の向上をさせる。
- 自主防災組織の活動を活性化させる。

2 主な対策

- 自主防災組織の結成の働きかけ
- 自主防災組織への各種助成
- 総合防災訓練等による地域防災力の向上
- 救命講習等による救護能力の向上

4 木造住宅地区の不燃化・難燃化

1 対策の方向

- 住宅・建築物の不燃化を推進する。

2 主な対策

- まちづくり組織結成の促進
- 地区計画の導入・建築協定の締結の促進

5 防災ブロック化の推進

1 対策の方向

- 市全域を道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群を活用した延焼遮断帯でブロック化する。

2 主な対策

- 主要道路の整備促進
- 都立桜ヶ丘公園の整備
- 現存緑地の保全
- 現存農地の保全
- 空き地の確保

6 消防力の充実・強化

1 対策の方向

- 消防団の定員の充足、活動の強化を図る。
- 消防水利不足地域の解消を目指すとともに、消防団の装備の充実を図る。

2 主な対策

- 多様な方法による消防団への入団促進
- 消防団装備の充実
- 防火水槽の整備及び事業者等と連携した消防水利の確保

7 初期消火力の強化

1 対策の方向

- 地域の初期消火力を強化する。
- 住宅用火災警報器の設置の推進を図る。

2 主な対策

- 自主防災組織等に対する訓練の推進
- 地域配備消火器の点検管理
- 住宅用火災警報器の設置、維持管理に係る普及啓発
- スタンドパイプ活用の促進

8 建築物のガラスの落下及び飛散の防止

1 対策の方向

- 建築物のガラスの落下及び飛散の防止対策の推進を図る。

2 主な対策

- 公共施設におけるガラスの飛散防止対策の推進
- 不特定多数集合住宅及び中高層建築物の所有者に対する啓発
- 市民への啓発

9 ブロック塀等の安全化

1 対策の方向

- 市民及び事業者に対して、ブロック塀等の安全化の啓発を行う。
- 地区計画等の導入による生垣化を推進する。

2 主な対策

- 市道に面して設置されているブロック塀等に対し、撤去等への誘導
- 地区計画の導入・建築協定の締結の促進
- 市民への啓発

10 急傾斜地への対策**1 対策の方向**

- 市民に対する急傾斜地の周知を図る。
- 土砂災害等の発生危険時における、情報伝達態勢の確立を図る。

2 主な対策

- ハザードマップの作成や配布
- 伝達態勢の確立
- 自治会・管理組合、自主防災組織との連携
- 監視態勢の強化

11 医療機関との連携**1 対策の方向性**

- 災害医療コーディネーターを中心とした災害時の医療救護体制を充実する。

2 主な対策

- 医師会などと協力し、災害時医療コーディネーターの体制整備
- 災害時における医療機能の停止の防止及び迅速な対応体制の構築
- 薬剤師会や卸売販売業者と連携した医療救護所等の医薬品等の供給体制の構築

減災目標 2

- ① 企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者の安全を確保する。
- ② 帰宅困難者を 1/10 に減少させる。

| 項目 | 被害想定数 | 減少数 | 目標値 |
|--------|----------|-----------|---------|
| 帰宅困難者数 | 39,123 人 | -35,300 人 | 3,900 人 |

目標達成に向けた主な取り組み

【帰宅困難者の安全確保】**1 帰宅困難者の発生抑制と安全の確保****1 対策の方向**

- 事業者が作成する事業所防災計画に定める備蓄の推進と帰宅困難者対策により発生を抑制する。
- 児童・生徒等の留め置きにより、帰宅困難者の発生を減少させる。
- 一時滞在施設の指定及び同施設の円滑な運営要領を策定する。
- 情報提供の体制等を整備する。

2 主な対策

- 東京都帰宅困難者対策条例の普及啓発
- 事業所における、3日分の備蓄の普及啓発
- 市立小中学校等における児童、生徒分の備蓄の確保
- 災害時における情報共有に関する協定書の推進

- 鉄道事業者・多摩消防署・多摩中央警察署・周辺企業と協力した、帰宅困難者受入れ訓練等の実施

減災目標 3

- ① 避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフライン事業者と連携した、ライフラインの早期回復を行う。
- ② 応急仮設住宅への入居などを含む被災者の早期生活再建の道筋をつける。

目標達成に向けた主な取り組み

1 避難所の環境整備とライフラインの早期回復

1 対策の方向

- 避難所に対する生活物資の円滑な供給体制を構築する。
- 避難所の運営体制を整備するとともに、運営要領を充実する。
- ライフラインを60日以内に95%以上回復する。

| | 電力 | 通信 | ガス | 上水道 | 下水道 |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|
| 復旧の日数 | 7日 | 14日 | 60日 | 30日 | 30日 |

2 ライフライン事業者の復旧作業の円滑化を支援する。

1 主な対策

- 供給物資の着実な備蓄及び協定に基づく円滑な調達体制の構築
- 庁用車両に加え、輸送事業者の輸送力を確保した輸送体制の強化
- 多摩市下水道プラン2020の推進
- 各ライフライン事業者に対する耐震化等の働きかけ。
- 災害対策本部からの被災情報、道路情報の継続した提供
- ライフライン事業者の復旧作業に資するオープンスペースの提供

3 生活再建の早期化

1 対策の方向

- 罹災証明書の早期発行体制を整備する。
- 応急仮設住宅の早期確保体制を整備する。
- 義援金品の迅速な配分を行う。

2 主な対策

- 住家被害認定調査体制の確立（調査要領の策定）
- 被災者再建支援システムの習熟を図る
- 多摩消防署との罹災証明発行体制を検討する。
- 東京都等と協力し、市営住宅、都営住宅、UR賃貸住宅の応急住宅として積極的な運用を図る。
- 応急仮設住宅の建設予定地を選定する。

- 義援金品の受付・配分体制を構築する。